

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月27日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ジョイフル本田資材館北本中丸店

北本市中丸三丁目138番1号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 駐車場収容台数が43台、駐輪場収容台数が5台であるが、不足が生じないか懸念がある。路上駐車等交通に係る問題が生じないように留意願いたい。
- ・ 敷地西側の出入口②について、接する道路はスクールゾーンが指定されており、登校時に100人以上の児童生徒が出入口②の前を通るため、以下2点について意見を付す。
 - ・ 朝の登校時間は出入口②を閉めてほしい。
 - ・ 下校時については、出入口②に警備員を配置してほしい。
- ・ 市内経済の発展に協力いただくとともに、周辺商店等との連携、協調を図るため、北本市商工会への加盟及び観光振興事業との連携、協調を図るため、北本市観光協会への加盟に配慮願います。

2 縦覧期間

令和8年3月27日から令和8年4月27日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター